



ユリ

Contents

1-2 アンテナ

- ・障害者の法定雇用率 7月に引上げ
- ・「障がいのある求職者と企業の就職相談会」を開催／福岡県
- ・「グッドキャリア企業アワード2026」の応募受付を開始／厚生労働省

3 第81回定時会員総会、特別講演会を開催

4 九州地域戦略会議「第23回夏季セミナー」のご案内

5 経団連調査

- ・(一社)日本経済団体連合会 集計
- 2026年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況

6 世間漫録

7-8 いまこそ「三方よし」の社会経済学

- 13 「混沌の時代」を生きる②
- 「終末時計」から「希望時計」へ転換する
- (公財)人権教育啓発推進センター 特任講師
- 元西日本新聞記者 馬場 周一郎

9-11 けいぎょう Law School

- 運行先に応じた「支払限度額」を目安として使用者が毎月任意に「調整手当」を決定し、時間外等割増賃金を含めた支給総額が「支払限度額」とほぼ同額となる制度について、時間外等割増賃金支給が支給されていると認められた事案
- 三浦・奥田・杉原法律事務所 弁護士 三浦 正道

12 トピックス

- ・高校教育改革とグローバル人材育成 (一月会)
- ・労働保険手続の留意点について解説 (労働保険セミナー)

13-14 インフォメーション

- ・セミナー ・法律相談 ・事務局相談 ・会務報告

裏表紙 企業の皆様へ

障害者の法定雇用率 7月に引上げ

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の経過措置の終了に伴い、7月1日から、一般事業主の障害者法定雇用率が、2.5%から2.7%に引き上げられる。

また、対象事業主の範囲は、従業員40人以上から37.5人以上に拡大される。

なお、障害者を雇用しなければならない対象事業主には、毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告、障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）が義務付けられている。

「障がいのある求職者と企業の就職相談会」を開催／福岡県

福岡県は、障がい者雇用に取り組む企業を支援するため、就職相談会を開催する。

雇用経験のない企業も積極的にサポートするとしている。

日時・会場	(福岡会場) 7月23日(木) 10:30~12:30 (午前の部) 14:00~16:00 (午後の部) 天神ビル11階 10号会議室 (北九州会場) 9月3日(木) 14:00~16:00 AIM3階 G展示場
参加費	無料
申込	専用ページからお申込みください。

<https://fukuokapref-navi.jp/user-events/>



「グッドキャリア企業アワード2026」の応募受付を開始／厚生労働省

厚生労働省は、従業員の自立的なキャリア形成支援に取り組む企業を表彰する取り組みを行うことから、応募を呼びかけている。

受賞企業等の取り組みは、公式サイト「グッドキャリアプロジェクト」や事例集などで、優れた事例として紹介し、広く周知する。

今年10月中旬に表彰企業等を選定し、11月に表彰式を実施する予定。応募は、7月14日まで。

6月は「外国人雇用啓発月間」／厚生労働省

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」として、「ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行う。

同省は、月間中、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や、外国人労働者の雇用維持・再就職援助などを行っている。

なお、福岡県の外国人労働者数は85,385人（令和7年10月末時点）で、前年比9,186人（12.1%）増加し、平成19年に届出が義務化されて以降、最高を更新している。

裁量労働制の拡充を求める提言を公表／経団連

経団連は、裁量労働制の拡充の必要性と考え方について示した標記提言を公表した。

裁量労働制度活用が広がらない背景として対象業務範囲が狭い点を指摘し、対象の在り方や運用の見直し

を図ることで、多様で柔軟な働き方の実現につながる
との考えを示した。そのうえで、健康確保を前提に対
象業務範囲の拡大が必要とし、追加業務として「非対
象業務が混在する業務」「課題解決型提案業務」「重複
する間接業務を別会社に集約化するシェアードサービ
ス業務」を挙げている。

経団連ホームページで詳しい内容を見ることができる。
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2026/023.html>

【「中小企業白書・小規模企業白書」を 公表／中小企業庁

中小企業庁は、中小企業の動向及び政府が中小企業
に関して講じる施策に関する情報を掲載した標記白書
を公表した。

約30年ぶりの高い賃上げ水準が続く一方で、中小
企業は大企業に比べ賃上げ余力が乏しく、持続的な賃
上げに向けた原資確保が課題と指摘、また、2010年
代以降、多くの業種で人手不足感が強まっており、そ
の深刻化が懸念されるとしている。

中小企業庁ホームページで詳細を確認することがで
きる。

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/
index.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html)

【報告書「若年社員の活躍推進における 5つの課題と対応策」を公表／経団連

経団連は、企業において若年社員が活躍するための
課題と対応策をまとめた標記報告書を公表した。

若手社員の活躍推進にあたっての課題について、リ
アリティ・ショックの発生、成長機会・実感の減少、
キャリア形成・パスのイメージしづらさ、コミュニ
ケーションに関する認識ギャップと質的变化、育成・
マネジメントの行き詰まりの5つに整理したうえで、

入社後の企業による育成や支援等の取組みについてと
りまとめている。

経団連ホームページで詳しい内容を見ることができる。
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2026/029.html>

【「職場における熱中症による死傷災害の 発生状況」(確定値)を公表／厚生労働省

厚生労働省は、2025年の標記調査結果を公表した。

職場での熱中症による死傷者(死亡・休業4日以
上)数は1,803人(前年比546人・43%増)で、統計
開始以来最多となった。

一方、死亡者数は19人(同12人・39%減)となった。

死傷者数の増加は、同年6～8月の平均気温偏差
が+2.36℃と過去最高を記録したことが一因としてい
る。死亡者数の減少については、熱中症のおそれがある
作時の報告体制整備や手順作成などを義務付けた労
働安全衛生規則の改正・施行により、重篤化防止対策
が進んだことが要因とみている。

同省は、体制整備や手順の周知、WBGT値に応じた
対策の徹底、基礎疾患を有する労働者への配慮などを
求め、引き続き熱中症対策の強化を呼びかけている。

【「全国安全週間」を7月に実施／厚生 労働省

厚生労働省は、7月1日から1週間、令和8年度
「全国安全週間」を実施する。

令和8年度は全国安全週間スローガンは「多様な人
材 全員参加 みんなで育てる安全職場」。

同省では、7月1日(水)から7日(火)までを
「全国安全週間」、6月1日(月)から30日(火)ま
でをその準備期間として、各職場における巡視やス
ローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催な
ど、さまざまな取組を実施するとしている。

第81回定時会員総会、特別講演会を開催

当協会は5月18日、第81回定時会員総会、特別講演会を開催した。

総会では、倉富純男会長の開会挨拶の後、上田哲子福岡県副知事、鈴木一光福岡労働局長が来賓挨拶を述べた。

その後、事務局から「2026年度事業計画及び予算」について報告がなされた。審議事項としては、「2025年度事業報告(案)及び決算(案)、理事及び監事の選任(案)」が原案通り、異議なく了承された。

講演会では、ジャーナリストの岩田明子氏が「日本政治外交の課題」と題して講演を行った。

その後、懇親会を開催し、会員どおし親睦を深めた。



開会挨拶を述べる倉富会長



来賓挨拶を述べる鈴木福岡労働局長



来賓挨拶を述べる上田福岡県副知事



特別講演会講師の岩田氏

九州地域戦略会議 「第23回夏季セミナー」のご案内

九州・山口の各県知事、各県議会議員、大学学長、経済界代表者等、産学官のトップリーダーが一堂に会する、九州地域戦略会議「第23回夏季セミナー」を下記のとおり開催いたします。

記

日時 2026年8月4日（火） 14:00～5日（水） 10:30

場所 唐津シーサイドホテル【佐賀県唐津市東唐津4-182 TEL:0955-75-3300】
※分科会の一部は、道向かいに位置するメルキュール佐賀唐津リゾートにて実施

テーマ 「次世代へつなぐ持続可能な九州モデルの実現」

プログラム

1日目（8月4日） 14:00～14:15 開会式
14:15～15:15 基調講演
15:30～18:00 分科会
18:30～20:00 意見交換会
2日目（8月5日） 9:00～10:30 全体会議

【基調講演】

講師：堅達京子氏（NHKエンタープライズエグゼクティブ・プロデューサー）
演題：「サーキュラーエコノミーへの挑戦 ～エネルギー危機時代の脱プラスチックと脱炭素～」

【分科会】

4つの分科会のいずれかに参加いただき、忌憚のない自由なご議論を頂きます。

第1分科会：「持続可能な社会構築のための感染症対策とワンヘルス」

第2分科会：「アンコンシャス・バイアスの気づきから職場・地域を考える」

第3分科会：「農林水産物の輸出拡大に向けて」

第4分科会：「人手不足時代の企業経営 ～中小企業はAIとどう向き合うべきか～」

参加料 お一人様5万円

お申込み

下記URLもしくは右記QRコードより、WEBシステム利用者登録をしていただき、その後登録したメールアドレスに届いたメールに記載されているURLおよびパスワードからログインしてお申し込み下さい（申込締切6月30日（火））。

<https://niccs.nishitetsutransel.jp/niccs/ja/app/BN3515>



お問い合わせ先

- 夏季セミナーに関するお問い合わせ（九州地域戦略会議 事務局）
 - ・九州経済連合会 総務国際部 立山、嶋
TEL 092-761-4261 E-mail: ka_tateyama@kyukeiren.or.jp
- お申込みシステムならびにお申込み内容に関するお問い合わせ
 - ・西鉄旅行(株)（申込受付業務受託者）ソリューション営業部 後藤
TEL 092-524-3577 E-mail: takeshi.goto.mr@nnr-g.com

(一社) 日本経済団体連合会 集計
2026年 春季労使交渉・大手企業業種別回答状況 [了承・妥結含] (加重平均)

[第1回集計]

2026年5月27日

業 種	2026年			2025年	
	社数(社)	回答・妥結額(円)	アップ率(%)	妥結額(円)	アップ率(%)
非 鉄 ・ 金 属	8	22,466	6.48	20,796	6.21
食 品	6	20,011	5.32	19,933	5.46
織 維	12	20,707	5.72	19,901	5.69
紙 ・ パ ル プ	5	17,860	5.39	17,578	5.55
印 刷	2	23,445	6.81	18,458	5.59
化 学	19	20,707	5.66	20,868	5.96
鉄 鋼	9	17,047	4.73	20,043	5.79
機 械 金 属	4	22,131	6.12	21,484	6.21
電 機	9	(従) 19,730	5.16	(従) 18,946	5.14
自 動 車	10	18,103	4.94	17,780	5.02
造 船	3	16,136	4.45	21,003	6.05
建 設	3	(従) 43,922	7.63	(従) 32,533	5.85
商 業	3	(従) 16,210	3.91	(従) 15,368	3.73
鉄 道	3	(従) 19,461	5.44	(従) 19,173	5.47
運 輸	1	—	—	—	—
情 報 通 信	4	24,000	8.28	23,900	8.24
航 空	1	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険	1	—	—	—	—
総 平 均	103	19,964 (19,679)	5.46 (5.49)	19,356 (19,319)	5.45 (5.59)
製 造 業 平 均	87	19,378 (19,254)	5.29 (5.43)	19,112 (19,139)	5.39 (5.62)
非 製 造 業 平 均	16	21,341 (21,992)	5.85 (5.78)	19,976 (20,297)	5.60 (5.43)

- (注) 1) 調査対象は、原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社
2) 21業種153社(61.7%)の回答を把握しているが、うち50社は平均金額不明などのため集計より除外
3) 平均欄の()内は一社あたりの単純平均
4) (従)は従業員平均の数値を含む
5) 集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
6) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
7) 2025年の妥結額とアップ率は、2026年の集計企業の数値(同対象比較)

世間漫録

column note

白髪頭のジジ放談

Vol.195

福岡県嘉麻市の母子生活支援施設で、3月、4歳の長女と3歳の次女の姉妹が首を絞められ死亡した事件で、殺人容疑で逮捕された母親(30)が、警察の聴取に対し、「(内縁関係の男性から)『嫌い』と言われ、死のうと思っただ」と供述していたことが分かった。容疑者は自身の首を切り付けて姉妹とともに倒れており、姉妹殺害の関与を認めているという。

(西日本新聞/2026年4月24日)

この記事より前、京丹市で小学生男児が不可解な失踪を遂げ、いくつものナゾが深まる中、最終的に殺人などの容疑で養父が逮捕された。嘉麻市と京丹市の2つの事件。背景は違うが、未来ある子どもが大人のエゴで生命を奪われたのは、まごうことなき事実である。

子を養育する親の責任は夫婦が離婚したとし

憶良の万葉歌

子どもは金、銀、真珠に優る宝である

でもなくならない。離婚に至るまでに考慮すべき事情があつたにせよ、それは究極のところ親の問題であり、子どもに罪はない。親の都合で片方の親から切り離された子どものこれからはどうなるのか。幸せのために何が必要か。せめて成人に達するまでの日々を見守り、寄り添うのは離婚した父母の最低限の義務と責任である。

折しも今年4月から「単独親権」しか認められなかった民法が改正され、新たに「共同親権」が導入された。「親権」とは「子権(子どもに保障される権利)」と考え、離婚後の両親が協力し合つて行動する契機にしたい。

子どもが減り続ける時代に絶えぬ悲劇

山上憶良に古日ふるひという幼子の死を悼む長歌がある。

【世の人が手に入れたいと願う七種の宝も私には何にならう。私たち夫婦の間に生まれた真珠のような我が子古日に予期せぬ病が襲ってきた。回復せず、次第に痩せていき、命が絶えた。私は立ち上がり、狂い踊り、伏して仰ぎ、胸を打つては嘆いた】(古日を恋しく思う歌/現代語訳)

古日は憶良の子ではなく、筑前国司として大宰府にいたころに交流のあつた人物の子。憶良は、

愛しい子を失った友人の心情を詠んだのである。代表作であつても憶良の目に映つた父親の悲嘆にくれる姿に間違いない。

憶良には子どもへの愛情を吐露した歌がいくつもある。とりわけ次の有名な歌は教科書にも載つており、ご存じだろう。

【瓜食うりはめば子ども思ほゆ 栗食くりめばまして偲しのはゆ
いづくより来たりしものそ まなかひに もとなかりて 安眠やすみし寝なさぬ】(子等を思ふ歌一首あわせて序)【銀しろねも金も玉も 何せむに まされる宝 子にしかめやも】(反歌)



俵万智さんに我が子の命名を詠んだ一首がある。へとりかえしつかないことの第一歩 名付ければその名になるおまえ。31文字の向こうに、命名の筆を持つ親の震えを感じ取る。名前とは親から子への最初の贈り物。それは親の願いや希望を映し出す鏡に他ならない。

にもかかわらず、嘉麻市や京丹市のように親の手になる犯罪が後を絶たない。そのたびに名前の可憐さに目を奪われる。記憶するだけでも結ゆ愛あちゃん、心愛みちゃん、詩梨しりちゃん…。(その名になる)こともかなわず、短き生涯を閉じた幼子たち。子どもが減り続ける時代に絶えぬ悲劇。「子どもは金、銀、真珠に優る宝」と詠んだ万葉歌が叫びのように聞こえる。貧窮と生老病死を見つめ、子どもへの愛を注ぎ続けた憶良。乾いた大地に彼の温かさを蘇らせるのが、おカネを超える珠玉の子育て対策だろう。

いまこそ「三方よし」の 社会経済学

成長
からの
転換

悲観
からの
脱出

鬱屈
からの
解放

(公財)人権教育啓発推進センター
特任講師
元西日本新聞記者
馬場 周一郎

「混沌の時代」
「終末時計」
から「希望時計」へ
を生きる②
へ転換する

「世界終末時計」なるものがある。核開発競争が始まった戦後まもなく、核によって人類が世界を破滅させる日がどこまで迫っているかを表す象徴として米国の科学誌「原子力科学者会報」が1947年に“設置”した。核戦争などによる人類の絶滅を「午前0時」になぞらえ、それまでの残り時間を「あと何分(秒)」という形で象徴的に示す。核戦争や気候変動、破壊的技術など、人類の危機が高まれば針を進め、遠のけば針を戻す。



時刻は同誌の科学・安全保障委員会が、ノーベル賞受賞者を含むスポンサー委員会と協議して毎年決めている。ちなみに、47年は絶滅まで「あと7分」。冷戦が終結した91年には「あと17分」にまで戻した。

しかし、近年はまた「午前0時」に近づきつつあり、2018・2019年は「あと2分」、20～22年は「あと100秒」、23・24年は「あと90秒」、25年は「あと89秒」だった。今年1月に発表した26年版ではさらに4秒進め、滅亡まで「あと85秒」と絶滅までの過去最短時間を更新した。

同誌は今回、時計を進めた理由を「リーダーシップの失敗」と表現した。声明では、ロシア、中国、米国など主要国がより攻撃的で対立的になり、ナショナリズムを強めていると指摘。国際協力が弱まった結果、核戦争や気候変動、バイオテクノロジーの悪用、AI(人工知能)がもたらす脅威などの危機を抑える条件が損なわれていることを挙げている。

核とAI～共通する「プロメテウスの火」

個人的には「終末時計」という表現には違和感がある。「終末時計」に「鬼面人^{おど}を嚇す」響きがあって、どうにも受け入れ難いのだ。それは置くとして、指摘には首肯するものも多い。たとえば、AIに関する部分である。チャットGPTに代表される生成AIを巡り、利用促進や開発力強化が課題となる一方、偽情報の拡散など社会にもたらしかねないリスクを同誌は強く警告している。

そんな中で、筆者が興味を覚えたのは、マイクロソフトが開発した検索エンジンが「プロメテウス」と呼ばれていることだ。プロメテウスはギリシャ神話に登場する神で、絶対神ゼウスの元から火を盗んで人間に与えた。それによって人間は生活が豊かになる一方、火を使って武器をつくり、戦争を始めた。

AIに関する現況は、戦後の原子力を巡る状況に似ている。原子力はエネルギー分野で社会や産業に大きく寄与したが、危険な側面が「プロメテウスの火」になぞらえられた。「火」が人間社会にもたらした巨大な利益と災厄という両面性はAIに通じる。「火」を手にした者は敵に渡らないようにし、独占しようとする。

世界で最初に原爆を開発した米国は戦後、核兵器の国際管理を要求するソ連の提案を拒絶した。ソ連が対

抗のため核実験の開発に成功すると、核軍拡競争となった。核拡散防止条約（NPT）体制構築に向けた取り組みが進むのは、米ソの核戦力が均衡し、英、仏、中国に核が広がった1960代になってからだった。同じようにAIを巡って今後10～20年、米中を中心とした競争が展開されるだろう。この動きを終末時計の針を「午前0時」の人類絶滅へ進めると嘆くだけではどうしようもないということに気づかねばならない。

21世紀の社会を牽引するのは、間違いなくAIを中心とするデジタル技術だ。AIは2010年代に「ディープラーニング」という新技術が登場し、社会への応用が一気に進んだ。人の脳神経回路をまねた仕組みを使ってコンピューターが自律的に学習する技術で、人間にしかできないと思われていた領域にAIが進出する契機となった。世界はすでに「第4次産業革命」のただ中にあり、新たな文明のかたちをつくり上げつつある。これは好悪の感情を抜きにした客観的事実である。

一方、近年のデジタル技術は脳科学と急速に接近しており、全く新しいテクノロジーが生まれようとしている。体を動かさない難病患者が脳にコンピューターを接続し、自分の意思を周囲に伝えることが可能になった。



【デジタル技術は医療現場を革命的に変える】

今世紀に入ってインターネットやスマートフォンが爆発的に普及し、デジタル技術は世界中に浸透した。これほど急速なテクノロジーの進歩は歴史上、例がない。AIの本格的な利用によって、この動きはさらに加速する。ネットの浸透で場所や時間の制約がなくなり、効率的で自由度の高い暮らしは実現するが、人間はネットがないと生きられない存在にどこまでも近づいていく。個人に対する監視や思考への介入でアイデンティティーが脅かされる恐れもある。

言うまでもなく、AIはあらゆる産業に飛躍的な進歩をもたらす威力を持つ半面、電気や火のように扱いを誤れば脅威になる。

テクノロジーは人類をどこに導くか

30万～20万年前、アフリカで誕生したホモ・サピエンス。「賢い人」という学名の通り、優れた知能で精緻な石器をつくり、高度な狩猟能力を手にした。衣服を身につけて氷河期を生き延び、船の発明で海を越えてすみかを拡大。野生の動植物を支配して利用する農耕と家畜化の2大技術によって文明の基礎を築いた。

また、科学技術の進歩は近代国家の盛衰を左右してきた。第1次産業革命は英国、第2次は米国が君臨し、第3次では日本も一時、台頭した。30年代に本格化が予想される第4次は米国が再び制するのか、中国が主導権を奪うのか。革命的な技術は学問や軍事、国際秩序にも影響を及ぼすことは歴史が教える。近年の米中対立もテクノロジーを巡る覇権争いがその根底にある。人類の繁栄はテクノロジーの進歩と本来的に不可分の関係にあり、否定だけでは何物も生まない。

「終末時計」の針を操作する科学者たちは、テクノロジーの進展がもたらすプラスの効用は評価しつつも、マイナスの部分ももたらす人類の悲劇、不幸という側面に力点を置いて警告を發し続けている。だが、人類の歴史を学べば、先人はいくたびかの「終末」に遭遇しながら乗り越え、力強く生き延びてきた。

いま必要なのは、「終末時計」の針に一喜一憂することではなく、技術と幸福が融合・結実した「希望時計」の創造だろう。筆者は世界の終わりなど微塵も考えない。人類の英知、勇気をどこまでも信じる。

Profile

ぼ ぼ しゅういちろう
馬場 周一郎

1950(昭和25)年、福岡県出身。
72年、西日本新聞社に入社。社会部の事件記者を経て、東京支社政治経済部で首相官邸、自民党、日本銀行、経済産業省などの取材を重ねた。現在はフリーの立場で、月刊誌に政治、経済、社会、人権についての時事コラムを執筆する一方、各地で講演活動を続けている。
主な著書に『2050年—変わる日本変わる社会』(人権教育啓発推進センター)



運行先に応じた「支払限度額」を目安として使用者が毎月任意に「調整手当」を決定し、時間外等割増賃金を含めた支給総額が「支払限度額」とほぼ同額となる制度について、時間外等割増賃金支給が支給されていると認められた事案

—ダイワ運輸事件

(東京地裁 (令和7年7月9日判決)【労経速2604号44頁】)—

弁護士 三浦 正道



◆執筆者のご紹介

みうら まさみち

平成13年 弁護士登録

三浦・奥田・杉原法律事務所 (福岡市)

1 事案の概要

(1) 当事者

原告：運転業務に従事していた労働者

(既に退職した2名)

被告：一般貨物自動車運送事業等を営む会社

(2) 賃金制度等

ア 基本給：日額7,160円

イ 諸手当：調整手当、役職手当、資格手当、別居手当、無事故手当（月額10,000円）、出向手当、通勤手当

調整手当についての規定（賃金規程14条）

14条 調整手当は、社員に支給される賃金額（基本給、他の諸手当、割増賃金）を勘案し、会社が必要であると判断（支給の有無を判断）した場合に支給するものとする。

2 前項の支給の有無は毎月判断されるものとし、支給される場合においても支給額は会社が毎月判断し支給するものとする（変動給）。

3 第1項の他の諸手当の内、無事故手当は、事故等により支給され

ない場合でも支給されたものとして、調整手当の支給の有無、支給額を判断するものとする。

ウ 時間外等手当（賃金規程13条）

時間外労働、休日労働、深夜労働（以下、併せて「時間外等労働」）につき、それぞれ、基礎賃金に1.25、1.35、0.25及び各時間数を乗じた時間外手当、休日出勤手当、深夜手当（以下、併せて「時間外等手当」）を支給する。

基礎賃金 = (基本給 + 諸手当 (但し、別居手当、通勤手当を除く))

÷ 月平均所定労働時間 (173.8h)

(3) 実際の賃金の計算方法等

賃金規程13条のとおり、基本給、調整手当及び無事故手当により基礎賃金が算出され、時間外等労働の時間数に応じて時間外等手当が支給されていた。

毎月の賃金支給時に労働者に給与明細書、運行明細書が交付されていた。運行明細書には、各日の業務内容が一覧表の形式で記載されており、出発地及び到着地等の他に「支払限度額」の項目が設けられ、1日ごとに20,000円や22,000円等が計上され、その合計

額が「支払限度額合計」として明記されていた。

各月の賃金額（無事故手当を除く）と「支払限度額合計」の金額は、おおむね一致していた。

時間外等手当 = (基本給 + 調整手当 + 無事故手当) ÷ 月平均所定労働時間 × (1.25 × 時間外労働時間数 + 1.35 × 休日労働時間数 + 0.25 × 深夜労働時間数)

調整手当 = 支払限度額 - (基本給 + 時間外等手当)

※支払限度額は、当該労働者の運行先毎の所定の金額の当月合計額

※基本給 + 調整手当 + 時間外等手当が支払限度額となるように、毎月調整手当を決定していた。

(4) 原告の主張

ア 雇用契約締結時に、賃金は運行先に応じて20,000円、22,000円等の説明を受けおり、このような定額ルート給の合計額に無事故手当を支払う旨の合意が成立していた。その全額が基礎賃金とされるべきである。

イ 賃金の明細において、定額ルート給の合計額から基本給及び時間外等手当を控除した残額が調整手当とされているが、明細上の調整に過ぎず、元来は通常の労働時間の賃金として支払うことが予定されている定額ルート給の合計額について、時間外等労働がある場合には、一部を名目のみ時間外等手当に置き換えて支払っているものであり、時間外等手当には通常の労働時間の賃金が相当程度含まれている。国際自動車事件最高裁判決、熊本総合運輸事件最高裁判決において割増賃金に当たらないとされたものと同様である。

2 裁判所の判断

裁判所は、次のとおり述べて、時間外等割増賃金の支払方法に問題はないと判断した。

(1) 原告と被告との雇用契約の内容は、雇用契約書及び賃金規程のとおり、日給制の基本給と定額の無事故手当に加え、毎月の支給の有無及び金額が被告会社に委ねられた調整手当を支払うというものであり、原告ら

が主張する定額ルート給を支払うとの合意はない。各月の賃金額（無事故手当を除く）と「支払限度額合計」の金額はおおむね一致しているが、そのことは被告会社が調整手当の算定に当たって支払限度額を用いていたことを示すにとどまり、当該金額を支払う旨の合意があったということとはできない。

- (2) 時間外等手当の名称（時間外手当、深夜手当、休日出勤手当）や時間外等手当の金額が時間外等労働の時間数に応じて算定されていること等を加味すれば、本件時間外手当等は時間外等労働に係る割増賃金に当たる。
- (3) 定額ルート給を支払う旨の合意は存在しないから、定額ルート給を「元来は通常の労働時間の賃金として支払うことが予定されている賃金」とみることはできず、本件時間外等手当に通常の労働時間の賃金に当たる部分が含まれているとはいえない。

3 検討

- (1) 本件では、使用者が就業規則の規定に基づき任意に調整手当の額を決定できたところ、調整手当を基礎賃金額に含めて実際の時間外等労働時間数により算出した時間外等手当と基本給等及び調整手当を合算した月額賃金の総額が、概ね支払限度額（運行先に応じて決まる定額の合計額）となるように毎月調整手当を算出して支給していました（時間外等手当の計算方法は、労基法37条等所定の方法でした）。

通常の労働時間の賃金をどのように設定するかにつき、最低賃金法及び労基法27条（出来高払制の保障給）以外に規制はなく、これらの規制に反しなければ労働契約（就業規則）において自由に決定することができるものです。

本件のような制度は一般的なものではないと思われませんが、下級審ではあるものの、裁判所が違法ではないと判断した事案としてご紹介しました（控訴されたかどうかについては情報がありません）。

- (2) 本件において原告が挙げた最高裁判例について

労基法37条等所定の計算方法によらない時間外等手当の有効性について、最高裁は、

判別要件（通常の労働時間の賃金に当たる部分と労基法37条の割増賃金に当たる部分を判別できること）及び対価性（当該手当が時間外等労働の対価であること）が必要としています。

本件において原告が挙げた2つの最高裁判決（国際自動車事件第二次最判・令和2年3月30日、熊本総合運輸事件最判・令和5年3月10日）は、売上額や運行先に応じて賃金額が決定される運転手の労基法37条所定の計算方法によらない時間外等手当につき、どの部分が時間外等労働に対する対価に当たるかは明らかでなく、労働基準法37条の定める割増賃金に当たる部分を判別することはできないとして、有効な割増賃金と認めませんでした。

(3) 本件と原告が挙げた最高裁判決との違い

ア 国際自動車事件第二次最判

歩合給の計算過程で、歩合給算出のための基準額（当該タクシー運転手の売上額を基に算出される）等を基に時間外等手当を算出したうえで、これを基準額から控除した額を歩合給とする制度であったため、控除額が大きくて歩合給が0円となる場合でも、歩合給に対する時間外等手当が支給されるような制度でした。

他方、本件では、調整手当が基礎賃金の一部として時間外等手当が算出され、これを基にした時間外等手当が実際に支払われており、国際自動車事件のように調整手当が支給されないけれども調整手当に対する時間外等手当が支給されるようなことはありませんでした。

イ 熊本総合運輸事件最判

従前、賃金総額（運行先毎に決定される金額の当月合計額であり、本件の支払限度額と同様）から基本給及び基本歩合給を控除した残額を時間外等手当としていたところ（旧給与体系）、賃金制度変更により、新給与体系では次のとおりとなりました（紙面の都合上極めて簡略化しています）。

賃金総額－基本給及び基本歩合給等（以下「基本給等」）

= 割増賃金（時間外等割増賃金）

割増賃金－基本給等を基に算出した時間外等手当＝調整手当

※賃金総額は、旧給与体系と新給与体系で同様。

※基本給等を基に算出した時間外等手当及び調整手当が割増賃金（時間外等割増賃金）とされていた。

※旧給与体系下の基本給+基本歩合給は、新給与体系下における基本給等+調整手当と大きく変わらない水準

最高裁は、①新給与体系下の通常の労働時間の賃金が旧給与体系下の水準から大きく減少すること、②実際の時間外等労働時間80時間弱を前提として算定される基本給等を基に算出した時間外等手当を上回る調整手当が支払われており、実際の勤務状況に照らして想定し難い程度の長時間の時間外労働等を見込んだ過大な割増賃金が支払われる賃金体系となっていること、③従前の基本歩合給の相当部分を調整手当として支給するものとされたことに伴い上記のような変化が生ずることにつき十分な説明がされていないことを理由として、新給与体系は、時間外等労働の有無や時間数と直接関係なく決定される賃金総額を超えて労基法37条の割増賃金が生じないようにすべく、旧給与体系では基本歩合給として支払われていた賃金の一部を、名目のみ割増賃金に置き換えて支払うことを内容とする賃金体系であり、割増賃金とされているものは、その一部に時間外等労働の対価を含むとしても、通常の労働時間の賃金として支払われるべき部分をも相当程度含んでおり、割増賃金のうちどの部分が時間外等労働に対する対価に当たるかが明確ではないため、時間外等割増賃金が支払われたとはいえないとしました。

他方、本件では、実際に発生した時間外等労働時間数に応じた時間外等手当が支給されている点で上記②のような事情はなく、また原告労働者が入社した時点から前記（1）（2）、（3）の賃金制度であり、上記①、③のような事情はありませんでした。

一月会

高校教育改革とグローバル人材育成

一月会（会員企業の人事・労務関係の役員・部長等による勉強会）は5月29日に例会を開催。福岡県教育委員会教育長の寺崎雅巳氏が「高校教育改革とグローバル人材育成」と題して卓話を行った。

寺崎氏は高校教育改革について、文科省による基本方針に基づき、新しい高校のイメージの3類型（専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保）を念頭に改革を推進していると述べた。また、高校生が自分で留学先を決め探究活動を行う『福岡から世界へ』探求型グローバル人材育成事業』を紹介し、出席者に対し寄付を呼び掛けた。



労働保険セミナー

労働保険手続の留意点について解説

当協会は、5月14日「労働保険手続の実務セミナー」を開講した。講師は、特定社会保険労務士の久地石富起子氏。

講師は、人事・労務担当者が把握しておかなければならない知識や実務処理について解説した。



きっとみつかる いい人、いい仕事

人材の紹介と
再就職支援を

全力サポート！

費用は
無料

job sanko
ジョブ産雇



サイジョブさん

全国47都道府県に
事務所を設置

設立以来、
26万人の再就職・
出向の支援実績

相談・紹介・仲介・
斡旋の費用は無料

お問い合わせ先



公益財団法人 産業雇用安定センター（ジョブ産雇）

福岡事務所 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル6階 ☎092-475-6295

北九州サテライト 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階 ☎093-531-7806



ご利用時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

<https://www.sangyokoyo.or.jp>

福岡経協セミナー

セミナーの申込方法など詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

●社会保険手続の実務

初めて社会保険業務を担当する方や新任の管理者を対象に、制度に関する基礎知識から届け出などの実務手続を解説いたします。

日時：6月17日(水) 9:30~16:30
会場：電気ビル共創館 3階 Cカンファレンス
講師：みちしる社会保険労務士事務所
代表 久地石 富起子 氏(特定社会保険労務士)
参加費：会員 12,000円/一般 18,000円
(税込)

●第1種・第2種衛生管理者受験対策講座 (北九州開催)

合格率89.2%を誇り資格試験合格請負人として有名な(株)ウエルネットの専任講師が2日間で合格レベルまで導きます。

日時：〔1日目〕7月14日(火)
9:20~17:30
〔2日目〕7月15日(水)
9:30~17:30*
*第2種は、2日目12:30が終了時間
会場：第一小倉商工会館 4階 多目的ホール
(北九州市小倉北区魚町2-6-1)

講師：(株)ウエルネット専任講師 酒井 恒 氏
参加費：第1種29,700円/第2種27,500円
(税込)

●定年前後の年金・社会保険知識習得セミナー

総務・人事担当者が定年前社員の不安や関心ごとにあわせて、やさしく説明するための基本知識やノウハウについて解説します。

日時：8月18日(火) 9:30~16:30
会場：電気ビル本館 地下2階 7号カンファレンス
講師：今任社会保険労務士事務所
代表 今任 智恵子 氏(特定社会保険労務士)
参加費：会員 12,000円/一般 18,000円
(税込)

●給与実務の法的留意点

給与担当者、管理者、事業主が知っておくべき法律上の決まりや実務の留意点を分かりやすく解説します。

日時：9月15日(火) 9:30~16:30
会場：電気ビル共創館3階 Bカンファレンス
講師：みちしる社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 久地石 富起子 氏
参加費：会員 12,000円/一般 18,000円
(税込)

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

労働法コンパクトセミナー

会員企業の皆様の職場に労働法に精通した弁護士がお伺いいたします。

会場をご準備いただく必要がありますが、ハラスメント対策や労働時間管理等をテーマとした役員研修、人事担当者向けの研修等の講師として、弁護士が伺います。この機会にぜひご利用ください。

【テーマ】
テーマ1 ハラスメント①(パワハラって何?)
テーマ2 ハラスメント②(セクハラ?パワハラ?)
テーマ3 ハラスメント③(職場でハラスメントが起きたときの対処方法)
テーマ4 どこまでが労働時間?知っておくべき労働時間の基本
テーマ5 職場の問題社員への対処方法
テーマ6 メンタルヘルス不調者への対処法

【問い合わせ先】 福岡県経営者協会事務局 TEL 092-715-0562
Email: soumu@fukuokakeikyo.jp

法律相談 事務局相談





弁護士による無料法律相談

ご担当いただく弁護士は「経営法曹会議」に所属する方々です。福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。


労働法に限らず、会社関係法などについてもお気軽にご相談ください。

【福岡地区】

6月25日(木) 14:00~17:00	齊藤 芳朗 弁護士 (徳永・松崎・齊藤法律事務所)	
7月23日(木) 14:00~17:00	渡邊 洋祐 弁護士 (渡辺通法律事務所)	

〈会場〉福岡県経営者協会事務局 (裏表紙地図参照)

【北九州地区】

10月8日(木) 14:00~17:00	阿部 哲茂 弁護士 (阿部哲茂法律事務所)	
-------------------------	--------------------------	---

〈会場〉阿部哲茂法律事務所
(北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビススクエア3F)

- 緊急の場合は、上記日時以外でも対応いたします。
- お申込みは、相談日の前日午前中までに事務局へお電話にてお願いします。
- 上記日程の他、ご要望により、当協会の顧問弁護士をご紹介いたしております。

福岡経協顧問弁護士(敬称略)

阿部 哲茂	家永 由佳里	石橋 英之	熊谷 善昭
桑野 貴充	古賀 和孝	齊藤 芳朗	杉原 知佳
徳永 弘志	中野 敬一	中野 昌治	永原 豪
花島 正晃	松崎 隆	三浦 正道	山本 紀夫
渡邊 洋祐			

社労士による無料労務相談

福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。

諸規定の整備などお困りのことがございましたら、ぜひご利用下さい。

担当：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス所属の社会保険労務士

日時：平日9:00~17:00

会場：社会保険労務士法人・行政書士法人アドバンス(福岡市中央区舞鶴2丁目2-11 富士ビル赤坂8F)

申込方法：事務局へお電話ください。

事務局相談

福岡経協では、人事労務管理や賃金などについて随時ご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

☎092-715-0562

会務報告

2026年5月

*太字……当協会主催行事

*細字……経団連の行事および当協会が行政等から委嘱された委員として出席した行事など

14日 **労働保険手続きの実務セミナー**

// **定例無料法律相談(北九州地区)**

18日 **第81回定時会員総会・特別講演会・懇親会**

22日 **福岡労働者災害補償保険審査参与会**

28日 **定例無料法律相談**

29日 **一月会**

企業の皆様へ

～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、御注意ください。

おもてなし その気持ちだけ いただきます



わかりやすく！

公式マスコット「りんりん」が解説する動画（7分）を御覧いただけます。



詳しく！

事業者向けの広報用資料を各種御用意しております。



コンパクトに！

リーフレット（A4・2ページ）等を御用意しております。



倫理法・倫理規程の内容をよりご理解いただくため、社内研修（Web研修を含む）などへ講師派遣を行っています。謝金は不要です。

お問い合わせは



国家公務員倫理審査会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3
虎ノ門アルセアタワー15F
rinrimail@jinji.go.jp
<https://www.jinji.go.jp/rinri.html>



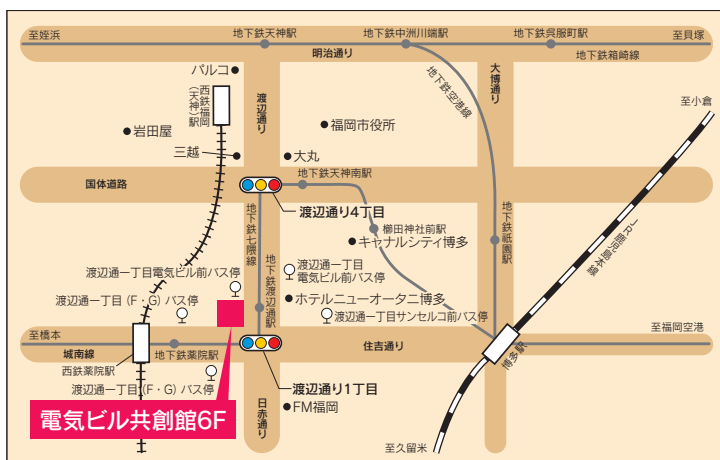
相談・通報は



公務員倫理ホットライン

検索

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuhoh.html>



Access

博多方面から

- 地下鉄** 「博多駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車（電気ビル本館B2Fへ直通）
- バス** 「博多駅前A番」停留所より「渡辺通経由天神方面行き」に乗車または「博多駅前B、C、D番」停留所より「薬院駅方面行き」に乗車
「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

天神方面から

- 西鉄天神大牟田線** 「西鉄福岡天神駅」から大牟田方面行きに乗車、「薬院駅」降車徒歩5分
- 地下鉄** 「天神南駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、「渡辺通駅」にて降車（電気ビル本館B2Fへ直通）
- バス** 「天神北（ノース天神前）」、「天神コア前7B」または「天神大丸前4C」から乗車、「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

福岡県経営者協会

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館 6階 TEL.092-715-0562 FAX.092-781-4149

ホームページ <https://www.fukuoka-keikyo.jp/>